

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日とする)

## 目次

- ◇規 則 鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則
- ◇告 示 健康保険法による保険医療機関の指定  
健康保険法による保険医の登録
- ◇公 告 保母試験の合格者  
クリーニング師試験の合格者

## 規 則

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則をここに公布する。

昭和四十二年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十八号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則

(この規則の趣旨)

第一条 鳥取県団体営土地改良事業助成条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)第二条に規定する補助金の交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十

二号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(利率及び率)

第二条 条例第三条の規則で定める利率は年五分五厘とし、規則で定める率は百分の九とする。

(補助金の交付の方法)

第三条 補助金の交付は、各年度ごとに別表に定める式により算定して得た額を、当該各年度に交付する。

(補助金交付申請書)

第四条 条例第五条の補助金交付申請書の様式は、様式第一号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村が行なう団体営土地改良事業に要する経費に係る補助金交付申請書には、第二号の書類の添附を要しない。

一 収支予算書(様式第二号)

二 市町村の団体営土地改良事業を行なう指定団体に対する補助金交付に關する規定

(実績報告書)

第五条 条例第二条に規定する補助金に係る交付規則第十八条の実績報告書の様式は、様式第三号のとおりとし、当該補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の翌年度の五月三十一日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、収支精算書(様式第二号)を添付しなければならない。

(書類の提出)  
 第六条 この規則に規定する書類は、正副二通作成し、所轄の地方農林振興局長に提出しなければならない。

附 則  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の補助金から適用する。

別表

事業の種類	初 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	第 4 年 度	第 5 年 度
は場整備事業	$S = a \times 0.04095$ $\left( a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{15}{100} \times 0.055 \right. \\ \left. + a \times \frac{15}{100} \times \frac{20}{100} \times \frac{9}{100} = a \times 0.04095 \right)$	$S = a \times 0.05660$ $\left( a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{12}{100} \times \right. \\ \left. 0.055 = a \times 0.05660 \right)$	$S = a \times 0.05495$ $\left( a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{9}{100} \times \right. \\ \left. 0.055 = a \times 0.05495 \right)$	$S = a \times 0.03330$ $\left( a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{6}{100} \times \right. \\ \left. 0.055 = a \times 0.03330 \right)$	$S = a \times 0.03165$ $\left( a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{3}{100} \times \right. \\ \left. 0.055 = a \times 0.03165 \right)$
は場整備事業 以外の事業	$S = a \times 0.02730$ $\left( a \times \frac{2}{100} + a \times \frac{10}{100} \times 0.055 \right. \\ \left. + a \times \frac{10}{100} \times \frac{20}{100} \times \frac{9}{100} = a \times 0.02730 \right)$	$S = a \times 0.02440$ $\left( a \times \frac{2}{100} + a \times \frac{8}{100} \times \right. \\ \left. 0.055 = a \times 0.02440 \right)$	$S = a \times 0.02330$ $\left( a \times \frac{2}{100} + a \times \frac{6}{100} \times \right. \\ \left. 0.055 = a \times 0.02330 \right)$	$S = a \times 0.02220$ $\left( a \times \frac{2}{100} + a \times \frac{4}{100} \times \right. \\ \left. 0.055 = a \times 0.02220 \right)$	$S = a \times 0.02110$ $\left( a \times \frac{2}{100} + a \times \frac{2}{100} \times \right. \\ \left. 0.055 = a \times 0.02110 \right)$

備考 1 Sは、補助金の額とする。  
 2 aは、事業費の総額とする。

様式第1号

年度 鳥取県団体営土地改良事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

殿

市(町村)長 氏 名 団

年度において、標記補助金の交付を下記のとおり受けたいので、鳥取県団体営土地改良事業助成条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金の交付を受けようとする者の所在地、名称及び代表者の氏名
- 3 補助金交付の対象となる事業の計画

事業名	地区名	事業主体	事業量	事業費 千円	補助金の額 円	申請予定年度割					今回申請額 円	備考	
						初年度 円	第2年度 円	第3年度 円	第4年度 円	第5年度 円			
計													

4 その他参考となるべき事項

様式第2号

収 支 予 算 書 (収支精算書)

収入の部

科 目	本 年 度 予 算 額 (本年度精算額)	前 年 度 予 算 額 (本年度予算額)	比 較 増 減	備 考
計				

支出の部

科 目	本 年 度 予 算 額 (本年度精算額)	前 年 度 予 算 額 (本年度予算額)	比 較 増 減	備 考
計				



告示

鳥取県告示第六百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
島 医院	鳥取市湖山町	外科、内科、呼吸器科	島 重夫	昭和四十二年九月二十六日	乙表点数表
中嶋医院 尚徳分院	米子市榎原	小児科	中嶋 重行	"	"
潮 歯科医院	西伯郡会見町 天万突六ノ四	歯 科	潮 陽三	九月三十日	歯科点数表
松木歯科出張所	西伯郡淀江町 大字淀江六三	"	松木 匡	九月十六日	"
須山胃腸科医院	米子市東町壹	内 胃腸科	須山 江	"	乙表点数表

鳥取県告示第六百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
内田 又功	米子市桃町三百一七	鳥医 一、二八三	昭和四十二年九月二十八日

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第2項の規定により昭和42年9月に行なつた保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和42年10月11日

鳥取県知事 石 破 二 朗

幸 本 順 子	飯 島 直 子	智 和 睦 恵
福 田 哲 子	大 家 美 智 子	平 和 木 次 女
西 尾 八 穂 子	德 田 明 子	畑 知 中 桂 子
山 修 子	高 橋 京 子	清 水 美 代 子

昭和42年9月27日に実施したクリーニンズ師試験の合格者は、次のとおりである。

昭和42年10月11日

鳥取県知事 石 破 二 朗

浜 本 治 人	新 勝 人	綾 木 満 洲 男
岡 野 勝 義	米 村 和 子	永 田 村 忠
前 口 ひ で 子	金 田 義 弘	北 村 種 子
柄 川 哲 也	尾 重 幸	高 田 良 昭